研究指導　大橋　良生　講師

企業の農業参入からみるこれからの農業

高橋　遼

1.　研究目的

1.1　現在の農業問題

日本の農業問題として考えられるのは、1 つに就農人口の低下、平均年齢の増加である。表 1 は農林水産省の農業センサスの農家戸数を表しており、表 2 は年齢階層別に見た農業就業人口である。農業センサスとは、日本における農林業の調査であり、生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農林行政の基礎資料を作成し、提供することを目的とし、5 年ごとに行う調査のことである。表 1 の農家戸数で、平成 7 年と平成 22 年を比較すると就農者減少が続いていることがわかる。特に販売農家の減少は著しい。表 2 から、農業全体が高齢化しており、15-29 歳の減少が多く、農業離れが深刻化していることがわかる。

2 つめに考えられる問題は耕作放棄地の増加である。表 3 は耕作放棄地の推移である。
昭和 50 年は 13 万 ha で昭和 60 年までほぼ横ばいの状態であったが、平成 2 年以降から上昇傾向にあり、平成 22 年で 36.9 万 ha になっている。農地面積が減少していく中で、耕作放棄地の割合が上昇しており、深刻な問題となっている。

図表 2　年齢階層別にみた農業就業人口

	実数(千人)			割合(%)		
年齢階層	1990年	2000年	2010年	1990年	2000年	2010年
15-29歳	281	247	90	5.8	6.3	3.5
30-39	470	192	87	9.8	4.9	3.3
40-49	552	365	147	11.5	9.4	5.6
50-59	1,077	523	358	22.3	13.4	13.7
60-64	841	507	319	17.5	13.0	12.2
65-	1,597	2,058	1,605	33.1	52.9	61.6
計	4,819	3,891	2,606	100.0	100.0	100.0

出所：生源寺眞一著「日本農業の真実」より

図表 3　耕作放棄地の推移

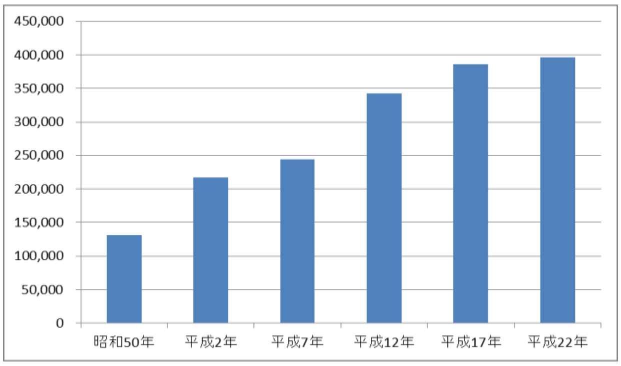

出所：農林水産省「農業センサス」より

図表 1　農家戸数の推移

単位:万戸

	平成7年	12年	17年	22年	23年	24年	25年	26年
								(概数値)
総農家数	344.4	312	284.8	252.8	…	…	…	…
販売農家	265.1	233.7	196.3	163.1	156.1	150.4	145.5	141.2
自給的農家	79.2	78.3	88.5	89.7	…	…	…	…
主副業別販売農家								
主業農家	67.8	50	42.9	36	35.6	34.4	32.5	30.4
準主業農家	69.5	59.9	44.3	38.9	36.3	34.4	33.3	31
副業的農家	127.9	123.7	109.1	88.3	84.3	81.7	79.8	79.8
専兼業別販売農家								
専業農家	42.8	42.6	44.3	45.1	43.9	42.3	41.5	40.6
第一種兼業農家	49.8	35	30.8	22.5	21.7	22.2	20.5	19.6
第二種兼業農家	172.5	156.1	121.1	95.5	90.5	85.9	83.4	81

出所:農林水産省「農業センサス」より

1.2 農業問題に対する政策

2012 年末安部晋三内閣が経済を再生させるべく掲げたアベノミクスの「三本の矢」。農業はこの第三の矢の成長戦略に位置づけられており、安部首相は「攻めの農林水産業」に、輸出倍増戦略、付加価値増大、農業・農村の所得倍増目標を掲げ、「強い農業」を創りあげていくとしている。また第三の政策は農作物を生産するだけにとどまらず、加工、流通、販売を農家自身が行う「6 次産業」が推進されているが、我が国の農家規模の数は、小規模農家が圧倒的に多い。そのため、小規模農家は自分たちで販売、流通のルートを確保することが必要となる。

1.3　農地法の問題点

改正が行われる前の農地法第一条では、農地は耕作者による所有が最も相応しいとされており、これによる参入規制は、前節であげた農業問題を引き起こした。

農林水産省は、農業全体の高齢化や、耕作放棄地が増加している等の状況を踏まえ、農地を利用する者の確保や拡大を図るために、農地の貸借規制を見直すことなどを内容とする農地制度の改正が行われた。

平成 21 年 12 月 15 日に施行された改正農地法により、一般企業等農業生産法人以外の法人が農地を借り入れて農業に参入できるようになった。

1.4　注目される農地集積バンク

農林水産省が推進している農地中間管理機構（農地集積バンク）が 2014 年 4 月から動き出した。

これは、農家や集落営農組織に農地を集めて、新規に参入する人や企業に農地を貸出しする組織である。農地の貸し出し先は公募によって決定するために、新しく農業でビジネスを行いたいと考えている企業が参入しやすい。

1.5 農地法改正後の企業参入数

平成 21 年 12 月から施行された改正農地法は、一般法人の参入ペースを増加させた。表 3 は、一般法人の農業参入の動向である。改正前の参入数と比較すると、参入法人数・株式会社ともに大きく増加していることがわかる。

企業の農業参入は農業の高齢化・耕地面積の増加・日本の農業のこれからを支えていく可能性を持っている。

図表 4　一般法人の農業参入の動向

	改正農地法施行前（H15.4～H21.12）	改正農地法施行後（H21.12～H26.6）	増加数	増加率
参入法人数	436	1576	1140	361%
うち株式会社	250	975	725	390%
1年当たり平均参入数	65	350	286	542%

出所:農林水産省「一般法人の参入状況」より

本研究の目的は企業が農業参入することで、農業問題が解決するのかを、先行研究とは違う解決策を提案していく。

2.　先行研究

2.1　農業の高齢化・担い手不足

西野(2004)は多角化が進む農業は、非農家でも農業を志す人が増加し、その経験を活かすことが農村地域の活性化につながる可能性を持っている。また、農業法人は、日本の農業に欠かせないもので、農業経営に新しい道を開いていると指摘している。

生源寺(2011)では、農業就業人口と高齢化が急速に進んだ原因として 30-40 年前に若者だった農家の子弟の大半が農業以外の職業を選択したこと。そして、その傾向が長年続いたことによって生じた現象であると述べている。農業の構造を、形成するためには、職業として農業を本気で取り組む人たちを支援することが大事であると述べている。

平井(2006)は、農業の担い手不足の要因を「儲からない」とし、この問題を解消しなければ、日本農業の発展は難しく、農業に依存している状態では生活は成り立たず、兼業により依存していかなければならないことを報告している。

2.2　耕作放棄地について

耕作放棄地については、赤木(2010)が首都圏の茨城県と千葉県の地域を対象に行政・農協の取り組みや農業参入企業の事例を取り上げている。農地の受け手の課題として、排水性、土壌等、農地取得の際の農地の見極めが重要であることと農業参入の環境整備を進めるためには、農地情報の提供やその透明性の確保が重要となる。

倪(2003)では、耕作放棄地が発生した要因として、農地の耕作条件が悪い、採算悪化が発生した場合と地域に耕作者が存在しない場合の 2 つが想定されている。これまでの耕作放棄地解消の対策については、離農・規模縮小農家の農地を賃貸借すること、農地流動化させることによって担い手農家に農地を集積することであったが、経営耕地面積減少率と借入耕地面積増加率の間には逆相関があるとして、経営耕地面積の減少率の高い県で、借入面積率が低いことは離農農家の農地荒廃が進行していることを意味していると指摘し、農地流動化は耕作放棄地に一定の効果を上げているものの、農作放棄地の発生を抑制・解消出来ないと述べ、解消については、農業の高付加価値化による農業や地域の活性化が必要であることを報告している。

2.3　日本の農業の今後

平井(2006)は、日本農業の課題を、農業は何に支えられているのかを認識することや消費者の真の願いは何なのかを察すること、最も広い視野から消費者に支持される生産に研究心を奮い立たせるべきであると同時に、消費者との連携を通して農業とは一体何かを原点回帰して考え直す必要があることを報告している。

本間 (2014)は、農業の可能性として国内農業の様々な取り組みを取り上げている。集落営農の組織内での農業の担い手不足や高齢化、農家の経営悪化による地域崩壊を防ぐために広域法人化を展開する動きが全国的に広がりつつある。農地の貸し手として立つのではなく、法人を設立し、製造加工、農業ブランドの確立などに取り組む動きがある。

現在の日本農業が抱えている問題について様々な見解が先行研究で提案されている。先行研究の多くは農業法人の参入、農業参入企業(イオン・セブン＆アイホールディングス等)が、高齢化・耕地面積問題の解消につながると報告している。また、日本農業におけるこれからの課題も、農業の根本的問題意識を考え直すことや、農家の方々が協力して農業を守り続けていく取り組みが地域で多くおこなわれていることが分かった。

現在まで参考にした文献や、農林水産省「農林センサス」による統計データを総括して考え、先行研究で挙げた高齢化・耕作放棄地そして日本農業の課題を解消するべく、農業法人の参入や一般法人の参入、広域法人を設立することは、農業問題解消へと進む動きである。先行研究の問題解決策には賛同する。

3　農業問題の解決策案

日本が抱える耕作放棄地の農業問題への解決策は、農地に関する法整備をすることである。

企業の農業参入が注目されている中、多くの企業は、農地を獲得し、農業による生産性が向上して競争力を高めようとする動きがある。しかし、農地に参入する場合の要件が、農業生産法人と一般法人で異なることが、企業の農業参入を阻害している。基本要件はどちらも共通しており、農地を効率的に利用すること、農地取得後の農地面積が 50a 以上であること、周辺の農地利用に支障がないことである。しかし、農地を所有したい場合と、農地を借りたい場合で要件が異なる。農業生産法人の場合は、農地を所有すること、農地を借りることが可能である。一方、一般法人の場合は、農地を所有することは出来ず、農地を借りることしか出来ない。さらに、農業生産法人にはない要件があり、貸借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、業務執行役員が１人以上農業に常時従事すること。以上３つの条件を満たす必要がある。

農地法が改正され、農地の賃貸借を法人に認め自由化され、自作農主義は、ほとんど後退した。つまり、現在、農地を取得して農業に参入することが出来るのは農業生産法人だけなのである。農業生産法人の構造は、農業関係者が経営を行っている会社で、株式会社であっても非公開会社であることが多い。これでは、一般法人が参入しようとしても、参入出来ず、農業産業が発展することが困難になる。農地を農地として最大限に利用することが、農地規制で最も大切していかなければならないことである。西野(2004)に、農業法人は、非農家でも農業を志す人が多く、その経験が地域活性化につながると述べている。確かに、農業法人によって地域が活性化し、多様な人を受け入れる環境づくりが形成される。しかし、政府の政策による参入障壁が存在する産業が発展するとは考えにくい。

農業生産法人、一般法人共に農地を所有できることになった場合、貸し手は新規に参入した一般法人に対しては農地が効率的に利用されているかを考える場合が想定される。一般法人としても、地域の話し合いや農業環境の整備など様々な役割を果たしていかなければならない。貸し出しを行った農地に対して農地を効率的に使用しているかを判断するための監視システムを導入することが必要になる。効率的に使用することを基準として定め、それに沿ってしっかり活動しているか監視する。満たしていない場合は、ペナルティを課して、農地の透明性を確保していくことが重要となってくる。

4　まとめと今後の課題

本稿では、農業問題を解決する担い手として企業による農業参入を研究目的とし、先行研究による農業問題の原因・解決策を挙げ、農業問題を解消するために一般法人が農業参入する際に発生する障壁を取り除くために法整備を行うべきである提案を行った。改正農地法になっても、実際は強い規制が残っており、一般法人が農業に参入しにくい環境を形成していた。一般法人への参入障壁を無くし、農作物の開発が進めば、輸入製品に負けない高付加価値の農作物が登場する。企業の農業参入はこれからの農業を支えて行く上で重要な存在となる。

最後に、今後の課題を提示する。

１つ目に、先行研究だけではなく、農業参入をした企業の事例研究を行うことである。参入目的や、課題など参考にして改めて検討していきたい。

２つ目に、様々な農業問題を理解することである。今回は、企業の農業参入によって解決に向かうであろう、農業の高齢化や耕作放棄地への問題を取り上げたが、他の食料自給率問題など他の農業問題と関連付けて検討したい。

最後に、撤退した企業の調査である。企業が農業から撤退した場合は、何が要因で撤退をしたのかを調査することである。企業の業績による撤退なのか、農業政策による撤退なのかを調べて検討していく必要がある。

参考文献

[1]室屋有宏(2010)　「農地制度改正後の(企業の農業参入)を考える-重要度が一層高まる企業と地域の関係-」　『農林金融』6 月号

[2]室屋有宏(2009)「増加する大企業の農業参入―その背景と戦略―」『農中総研調査と情報』　第 14 号

[3]平井隆一(2006)　「日本の農業の実態とこれからの課題」　『経済政策研究』第 2 号

[4]西川明子(2004)　「農村地域における高齢化と新規就農者」　『総合調査(少子化・高齢化とその対策)』

[5]赤木咲・岩尾彩生・田中耕輔・星野裕美(2010)　「耕作放棄地解消に対する行政・農協の

取り組みと企業の農業参入」　東京農業大学・国際食料情報学部・食料環境経済学科
[6]佐藤明日香(2011)「企業の農業参入が農業の生産性向上に与える効果」　政策研究大学院大学 知財プログラム
[7]倪鏡(2003)「農地保全と地域活性化」　『地域政策研究』高崎経済大学地域政策学会 第5巻第4号
[8]本間正義(2014)『農業問題-TPP 後、農政はこう変わる』　ちくま新書
[9]生源寺眞一(2011)『日本農業の真実』ちくま新書
[10]原 剛(1994)『日本の農業』 岩波新書